

## 指定[介護予防]訪問介護重要事項説明書兼契約書(介護保険)

### 1. 事業所概要

事業所名	ピーチおかやまヘルプーステーション
所在地	岡山県岡山市北区西古松1丁目24番地6号
事業者指定番号	3360190924
管理者・連絡先	岡恭平 TEL:086-236-0733
通常の事業の実施地域	岡山市北区中央福祉事務所管内、北区北福祉事務所管内(京山・中山・香和) 中区(操山・操南・東山中学校区のみ) 南区、都窪郡早島町の中学校区

### 2. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	1名
ヘルパー	3名 (常勤2名 / 非常勤1名)

### 3. 当事業所のサービス方針

#### 【介護理念】

私たちは、岡山の皆様が「自分らしく」安心して過ごせるように、一所懸命にお手伝いをいたします。

#### 【行動指針】

- 1) ご利用者様とご家族に対して在宅療養上での双方のニーズに目を向け、日常の生活を営むことができるように、あらゆる社会資源の活用をご利用者様、ご家族様と共に考えていきます。
- 2) ご利用者さまの抱える病気に対しての不安を軽減し、安心して療養生活が送れるように必要な情報の提供、異常の早期発見に努め、各種機関との連携を図ります。
- 3) 腎不全患者様の保存期から透析導入期、維持期などそれぞれの時期におけるご利用者様の心理的、身体的特性を理解し専門的視野から連携を図り、ご利用者様・ご家族様にとって安心して療養生活ができるように支援します。
- 4) 看護師の能力開発に向けて看護学生の受け入れ、研修参加、資格修得、学会発表など、学ぶ姿勢を持ち自己研鑽していきます。

### 4. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	営業日：月曜日～金曜日。 休業日：土・日・祝日 お盆(8月13日～15日頃) 年末年始(12月30日～1月3日頃) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分 上記時間以外にも、緊急時等、利用者またはご家族などから電話により看護に関する意見をも求められた場合には、24時間常時対応できる体制をとっています。
----------	--

**訪問介護利用料金表(重要事項説明書別表)(利用者負担 1割で表示)令和6年4月～**

\*要介護者対象

平常時間：午前8時から午後5時59分	夜間時間：午後6時から午後9時59分
早朝時間：午前6時から午前7時59分	深夜時間：現在、対応していません

それぞれのサービス利用料金は、次の通りになります。金額については、厚生労働省の定める金額となり介護保険改訂の際に金額が一部変更となる場合がありますのでご了承下さい。

☆身体介護

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
平常時間	179 円/回	268 円/回	426 円/回	624 円/回	714 円/回
夜間時間	224 円/回	336 円/回	532 円/回	780 円/回	892 円/回
2人介護員	359 円/回	537 円/回	851 円/回	1,247 円/回	1,428 円/回
夜間早朝 (2人)	449 円/回	671 円/回	1,065 円/回	1,560 円/回	1,785 円/回

☆生活援助

	20分以上 45分未満	45分以上
平常時間	197 円/回	242 円/回
夜間早朝	246 円/回	303 円/回

☆複合援助 (身体1生活1) (身体1生活2) (身体2生活1)

	身体 20分以上 30分未満生活 20分以上 45分未満	身体 20分以上 30分未満生活 45分以上 70分未満	身体 30分以上 1時間未満生活 20分以上 45分未満
平常時間	340 円/回	411 円/回	452 円/回
夜間時間	425 円/回	515 円/回	565 円/回

**総合事業訪問介護(独自)サービス利用料**

\*要支援者対象

サービス名称	サービスの内容	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型独自サービス 11 (1月につき)	週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者	1,176 円	2,352 円
訪問型独自サービス 12	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	2,349 円	4,698 円

(1月につき)			
訪問型独自サービス 13 (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされた者	3,727円	7,454円
訪問型独自サービス 21 (1回につき)	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287円	574円
訪問型独自サービス 22 (1回につき)	生活援助が中心である場合所要時間：20分以上45分未満の場合	179円	358円
訪問型独自サービス 23 (1回につき)	生活援助が中心である場合所要時間：20分以上：45分以上の場合	220円	440円
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合	163円	326円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

\*初回加算200円（2割負担の方は400円）

\*緊急時訪問加算 100円

\*処遇改善加算 毎月の訪問介護利用総単位数×訪問介護加算率13.7%+特定処遇改善加算6.3%

\*介護職員等ベースアップ等支援加算 毎月の訪問介護利用総単位数×2.4%

\*生活機能向上連携加算（1月につき）100円（2割負担の方は200円）

#### 共生型居宅介護（障害ホームヘルプ）利用料

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額 上限
身体 介 護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
家 事	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円

援助	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
	1時間30分以上15分増すごとに加算	350円	35円

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき(1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※利用の中止、変更、追加

※ ○ 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更をする事が出来ます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

※ ○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出された場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂きます。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	サービス時間に関係なく 450 円

※ ☆ 早朝、夜間、深夜に関しては、上記のキャンセル料に割増料金が加算されます。

※ ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

※ ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

※上記の料金は、ヘルパーの人件費相当の設定です。

※ ○ サービスの追加の申し出に対しては、サービスの実施 3 日前までに、事業所に連絡するか担当の支援相談員に相談ください。

## 5. 支払い方法

- ・ 指定口座からの SMBC ファイナンスにて自動振替とさせていただきます。
- ・ 振替日は 26 日です（26 日が土、日、休日の場合は、その翌日）
- ・ 毎月 7 日前後に前月分（1 カ月）の利用料の請求書をお渡しします。
- ・ 初月の利用料は事務手続上、翌々月に同時に振替となります。（2 か月後からの振替開始です。最初の振替は、2 か月後に 2 か月分の引き落としとなります）

## 6. キャンセル料金について

ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料金は請求いたしません。

訪問看護の利用中止については、前日の 17 時までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または、中止することができます。下記に準じキャンセル料金が発生する場合がありますのでご了承ください。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料金
当日の訪問開始時間の 1 時間以上前に連絡があった場合	予定訪問料の半額
当日の訪問時間予定時間の 1 時間以内および訪問予定時間後に連絡があった場合	予定訪問料金の 100%

## 7. 当事業所の契約期間

- 1) この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2) 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に

更新されるものとします。

## 8. 利用者の解約権

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

## 9. 事業所の解約権

事業者は、利用者や、その家族等の著しい不法行為（事業者や職員の生命・身体・健康・財産・名誉・信用等を侵害する行為）により、契約を継続することが困難となった場合、30日前に利用者、その家族等にその理由を記載した文書で通知することにより、事業所が契約を解除することができます。ただし、やむを得ない事由が認められるときは直ちに解約することができます。この場合は、事業者はサービス経過を作成した医師やケアマネ及び連携を必要とする機関にその旨を連絡します

## 10. 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1) 第9条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり契約期間が満了したとき
- 2) 第10条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 3) 第11条で定める条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (ア) 利用者が介護保険施設に入所、病院に入院した場合
  - (イ) 利用者の要介護改善により訪問看護の必要性を認められなくなったとき
  - (ウ) 利用者が死亡したとき

## 11. サービス提供の記録

- (エ) (1) サービスは「訪問介護計画書」に沿って提供します。
- (オ) (2) サービスを提供した際には「訪問介護サービス記録書」等の書類に必要事項を記入します。
- (カ) (3) 前記記録については、作成完了後5年間は適正に保管します。

## 12. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 13. サービス物品等の準備、提供について

- (1) サービス提供にあたり弊所が使用する消耗品（オムツ等の介護物品）は、全額利用者負担で利用者が用意するものとします。
- (2) サービス提供するにあたり使用する電気、ガス、水道等の仕様は無償で許可するものとします。

## 16. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

## 14. 事故発生時の対応

ご利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合には、その旨を県民局・市町村・利用者の家族に関する居宅介護支援事業者に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、その事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を徹底します。また、利用者に対して損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 15. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し自ずの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 16 . 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止に関する責任者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (2) 従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

## 17 . 感染対策について

- (1) 当事業所では、感染予防のため、訪問時に洗面所をお借りして手指洗浄をする場合があります。
- (2) 感染症蔓延予防の為に、使用した手袋やおむつ、物品等は自宅で破棄します。
- (3) 当事業所では、感染予防策を講じ看護事業を実施しておりますが、COVID-19 を含む感染症等の感染リスクをゼロにすることは困難な現状があります。
- (4) 感染予防策を実施したとしても、利用者又はその家族、周囲の方々への感染リスクがあることを承諾いただいた上でのご利用をお願いします。
- (5) 感染予防策を講じた上で、利用者又はその家族、周囲の方々に COVID-19 を含む感染症に罹患し、

何かしらの不利益を被ることになったとしても、当事業所での責任は負いかねます。

## 18. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、お客様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施し、非常時においても早期の業務再開が行えるよう計画（業務継続計画）を策定します。また、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います
- (4) 災害の状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
  - ・災害のための緊急依頼は対応できません。
  - ・実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。

1.	非常時災害時のキーパーソン	名前	続柄	TEL
2	災害時避難場所	名前		

## 22. 成年後継制度の活用支援

必要に応じ、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後継制度を活用することができるように支援します。

## 19. お願い

- (1) サービスのご利用にあたって次の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください
  - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する扱い
- (2) 訪問到着時間は、他の利用者の状況や、交通事情などにより前後する場合があります。訪問時刻が当初の予定よりも15分以上前後する場合のみ、電話連絡します。
- (3) 他の利用者の様態が急変したなどの場合、訪問時間を急遽変更する場合があります。
- (4) 以下の事は、利用者、家族ともにお控えください。
  - 喫煙、飲酒、心付け（飲食物、現物、金銭の提供など）
- (5) 訪問時は、ペットをケージに入れるか、別室に入れていただくようお願いいたします。
- (6) 非通知からの着信は折り返しができないため、連絡される際は非通知設定をせずに連絡をおねがいします。

## 20. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談・要望・苦情等は次の窓口で対応します

ピーチおかやまヘルパーステーション

担当者 岡 恭平

電話：086-236-6033

FAX：086-236-6034

受付時間：営業時間内でお受いたします。

月曜日～金曜日の8時30分～17時30分（祝日は除く）

#### 苦情処理体制手順

- 1) 苦情台帳に記載いたします
- 2) 処遇処理について  
関係者と連携を図り改善に努めます
- 3) 苦情処理の改善について利用者に説明します
- 4) 経過、結果を記載いたします

○公的機関においても、苦情申し出等ができます。

岡山市国民健康保険団体連合会	電話：086-223-8811
岡山市介護保険課	電話：086-803-1240
岡山市事業者指導課	電話：086-212-1012
早島町役場町民課	電話：086-482-1013

## 21. 個人情報

個人情報の利用目的について 個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守します。また、オンラインでの会議やカンファレンスにおいても参加者以外への情報の漏えい防止に必要な安全管理を行います。したがって、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、退職後も同様とします。当事業所において利用者の個人情報の使用目的は以下のとおりです。

- 1 当該事業所が利用者等に提供するサービス
- 2 業務の維持・改善のための資料
- 3 居宅支援事業所や医療機関等に対する情報提供
- 4 学生の実習への協力
- 5 介護保険業務
- 6 業務上必要な行政への対応
- 7 ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- 8 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- 9 当該事業所からの案内
- 10 第三者評価及び外部監査

当事業所は、訪問介護サービスにあたり、利用者または利用者の家族に対してサービス内容及、料金、重要事項について説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業所

住所 岡山県岡山市北区西古松 1 丁目 24 番地 6 号

事業者 ピーチおかやまヘルパーステーション

代表者員 岡 恵子 印

電話 086-236-0733

説明者 \_\_\_\_\_ 印

管理者 岡 恭平 印

私又は私の家族は、事業者より上記の重要事項、並びに訪問看護料金について説明を受けました  
また、この文書が契約書の一部となることについても同意します。

(注1) 別紙1の訪問看護利用料は、診療報酬改定によって、改定された場合は、自動的に改訂されま  
す。なお、その場合は、新しい基本利用料を書面でお知らせします。

更に貴事業所の24時間連絡体制により看護に関する相談に常時対応でき、必要時は計画外の訪問看護  
を利用するため緊急時訪問看護を算定することを同意します。

利用者 郵便番号 ( - )

【住所】

【氏名】

印

【電話】

家族 郵便番号 ( - )

【住所】

【氏名】

印

【電話】

【間柄】

1. 代理人 2. 立会人 3. 署名代理人

(注) 上記のうち、該当する番号に○ \*代理人は必ず押印

郵便番号 ( - )

【住所】

【氏名】

印

【電話】

【間柄】

立会人は、本人と共に契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたって事業者との連絡調整を行える方がいる場合に記入(契約上の法的な義務は負いません)

(4) 介護保険によらないサービス提供

①交通費：通常の事業の実施地域を超えて行う指定[介護予防]訪問介護に要する交通費・駐車場代金は、その実費を徴収する。

なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は、次の額とする。(税抜き)

一、実施地域から超えて片道 2km 未満 300 円

二、実施地域から超えて片道 2km 以上は 1km 毎 100 円増し (距離 km/ 円)